

磐田市 道路の位置の指定基準

(目的)

第1 この基準は建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づいて道路の位置の指定について、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第144条の4によるほか具体的な基準を定めることにより、良好な市街地の形成を確保することを目的とする。

(指定道路の配置)

第2 位置の指定を受けようとする道路（以下「指定道路」という。）の配置については、土地利用、交通等の現況及び今後の計画的な市街地形成を勘案して配置に十分留意しなければならない。

(接続道路)

第3 指定道路は、その両端を他の道路（法第42条に規定する道路をいう。以下この基準において同じ。）に接続しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この基準において同じ。）とすることができる。

- (1) 延長（既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する指定道路にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。以下この基準において同じ。）が35メートル以下の場合
- (2) 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに続している場合
- (3) 延長が35メートルを超え、終端の転回広場の中心までの距離が70メートル（別荘地等にあつては200メートル）以下である場合で、終端及び区間35メートル以内ごとに自動車の転回広場に関する基準（昭和45年建告第1837号）に適合する自動車の転回広場（形状は別図）が設けられている場合
- (4) 幅員が6メートル以上の場合
- (5) (1)から(4)までに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

(指定道路の幅員)

第4 指定道路の幅員は車道幅員とし、4メートル以上としなければならない。

なお、原則としてガードレール等がある場合にはそれより外側は車道幅員に含めない。

- 2 両端が他の道路に接続する指定道路で区間距離が100メートルを超えるものにあつては、車道幅員を5メートル以上としなければならない。
- 3 前各号の基準は、通行の安全上支障がないと認められるものについてはこ

の限りでない。

- 4 U型側溝で内法寸法が50センチメートル以上のもの及び堅固な覆蓋のないものは、車道幅員に算入しないものとする。

(隅切)

- 第5 指定道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が 120° 以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートルの2等辺三角形の部分を指定道路に含む隅切を設けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当し、両側に隅切を設けることができない場合、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認め、交通上、安全上支障がない措置を講じることにより、その部分のみは設けないことができる。

- (1) 指定道路を河川、水路等に接して築造する場合で、指定道路が接続する道路の橋梁、欄かん等により隅切ができないと認められる場合

- (2) 指定道路が接続する道路との角地に既存の建築物、堅固な擁壁若しくはがけ等があり、隅切を設けることが著しく困難と認められる場合

- 2 指定道路が他の道路と接続する部分及び指定道路相互の交差はなるべく直角に近いものとし、 60° 未満の角度で交差する場合には、底辺の長さが3メートル以上となる2等辺三角形の隅切を設けなければならない。

(勾配)

- 第6 指定道路の縦断勾配は、原則として9%以下とする。

- 2 指定道路が他の道路に接続する部分及び指定道路が相互に交差する部分の縦断勾配は2.5%以下とし、その延長は次によるものとする。

イ 他の道路に接続する部分 10メートル

ロ 指定道路が相互に交差する部分 6メートル

ただし、交差角が 60° 未満となる場合にあっては、隅角部が急勾配とならない距離まで延長したものとする。

(舗装)

- 第7 指定道路は原則として舗装するものとする。

- 2 指定道路の縦断勾配が9%を超える部分は、すべり止め舗装等の通行上安全な措置を講じなければならない。

(排水施設)

- 第8 指定道路の側溝は、両側に設けることを原則とし、U字溝にあってはその内法寸法が24センチメートル以上、L字溝にあっては幅45センチメートル以上のコンクリート製で、かつ排水に支障がないものとする。

- 2 排水施設の流末は原則として公共排水路に接続し、区内の下水及び雨水を有効かつ適切に排水できるよう措置したものでなければならない。

なお、周辺の状況を勘案して、一体的に整備する必要がある場合には、周辺地を含めた排水計画としなければならない。

(袋路状道路)

第9 袋路状道路は、敷地が河川、がけ地等に接し、指定道路を延長することが不可能な場合を除き、原則としてその終端を敷地境まで延長しなければならない。

(指定道路内の通行)

第10 指定道路内は、通行に支障のないようにしなければならない。

なお、通行に支障がある場合には、指定は行われぬものとする。

(安全施設)

第11 指定道路が屈曲、がけ等の存する通行上危険を伴うおそれのある個所、又は雪崩、落石等により当該道路の構造に損傷を与えるおそれのある個所には、ガードレール、さく、擁壁等の適当な防護施設を設けなければならない。

附 則

この基準は平成17年4月1日から施行する。

道路の位置の指定（変更・廃止）の事務処理要領

1 目的

この事務処理要領は、建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置の指定（変更、廃止）を受けようとする者が行う申請手続きに関し、必要な事務処理の方法を定めることを目的とする。

2 申請者

- (1) 申請者は、指定を受けようとする道路（以下「申請道路」という。）の築造に関係のある者であること。
- (2) 代理人が申請者に代って申請書を提出する場合は、申請に係る一切の権限を委任する旨の委任状を添付すること。
- (3) 申請代理人は、建築士又は行政書士であること。
- (4) 図面作成者は、なるべく専門的知識を有すること。

3 申請書類

- (1) 申請書は左綴じとし、正本1通、副本2通を市長へ提出すること。
- (2) 申請書の正本に必要なもの
 - ア 道路の位置の指定（変更、廃止）申請書
 - イ 委任状（代理人が申請書を提出する場合）
 - ウ 権利関係書類
 - (ア) 印鑑証明書（申請書及び承諾書に捺印した者）
 - (イ) 土地及び建物の登記簿謄本（道路にする土地及び当該土地に存する建物）
 - (ウ) 土地について権利を有する者と、土地登記簿謄本記載の権利者に関する事項について相違ある場合は、権利を有することを証する書類
 - (エ) 道路にする土地の存する建物について権利を有する者と、建物登記簿謄本記載の権利者に関する事項について相違ある場合は、権利を有することを証する書類
 - エ 添付図面（原図）
 - オ その他
- (3) 申請書の副本に必要なもの
 - ア 道路の位置の指定（変更、廃止）申請書
 - イ 委任状（写）
 - ウ 添付図面（写）

4 申請書の記入

- (1) 「道路にする土地の地名、地番」は、道路とする土地の地名、地番を土

地登記簿に記載されているとおり記入すること。

- (2) 「道路に接する敷地の地名、地番」は、申請道路に接する敷地の地名、地番を記入すること。
- (3) 「既に指定を受けた道路の指定年月日及び番号」は、申請道路が接続する既指定道路について記入すること。
- (4) 「変更、廃止しようとする道路の指定年月日及び指定番号」は、既指定道路で廃止変更又は廃止をしようとするものについて記入すること。
- (5) 「申請道路」欄は、申請道路が屈曲又は幅員が異なるごとに符号をつけ、図面と一致させたものの符号及び幅員、延長をメートルで記入すること。
(寸法は小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てる。)
なお、幅員（指定する道路幅員）は側溝（水路は除く。）路肩等を含めた寸法を記入するものとし、車道幅員を上段に（ ）書したものであること。
- (6) 「表示の方法」は、申請道路の境界を明確に示すものの名称を記入すること。

5 添付図面の記入

(1) 添付図面の原図は墨入れし、下記により地籍図を色分けしたものとする。

- ア 申請道路 ……薄黄色
- イ 公道、既指定道路 ……薄赤色
- ウ 水路 ……薄青色
- エ うすずみ、畦畔など……薄黒色

(2) 「承諾欄」は、申請者及び申請道路に係る土地の所有者、借地権者及びその土地内の建物若しくは工作物について、該当する権利の種類、その権利の存する土地の地番及び権利を有する者の住所、氏名を記入したものであること。

なお、住所は現住所とし、印は印鑑登録したものを使用すること。

(3) 添付図面に位置図を添付し、各図面の作成要領は次表による。

番号	図面の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
1	位置図	1/25,000 以上	1 方位 2 地形 3 開発区域とその位置 4 主要交通機関からの経路、名称等 5 排水先の河川への経路、名称	1 国土地 理院の地 形図を準 用するこ と。

2	付近見取図	1/2, 500 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 方位 2 地形 3 開発区域の境界（赤線で囲む） 4 開発区域内及び開発区域周辺の道路及び目標となる地物 5 開発区域外からの集水状況 	
3	地籍図	公図写	<ol style="list-style-type: none"> 1 方位 2 開発区域の境界（赤線で囲む） 3 地名、地番 4 地目 5 土地の所有者 6 公共用地（道路、水路等）の位置 7 指定を受けようとする道路の位置（破線で記入） 	1 表示範囲は開発区域及び開発区域周辺とする。
		実測図（平面計画面図）	1/500 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 方位 2 縮尺 3 開発区域の境界 4 開発面積 5 指定を受けようとする道路の位置、延長、幅員、勾配 6 隅切及び転回広場の寸法 7 土地内にある建築物、工作物及びこれらに関して権利を有するものの氏名 8 がけ又は擁壁の位置、形状 9 敷地の境界（区画割） 10 土地の高低、その他地形上特記すべき事項 11 排水施設の位置、種類、内法寸法、流水の方向
4	断面図 (道路断面図)	1/50 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 路面、路盤の詳細（舗装構成も記入） 2 道路側溝等の位置、形状、寸法 3 車道幅員、指定を受ける道路幅員 4 隣接する敷地の勾配 	1 幅員、構造別に表示すること。

(4) 公図写は建築士、土地家屋調査士又は測量士が作成し、記名捺印したものであること。

(5) 図面作成者は、その資格（免許の種類）を付記すること。

6 必要書類の添付

(1) 他の法令の許可又は他の権利者の承諾を必要とするものにあつては、許可証又は承諾書の写しを正本に添付するものとする。

(2) 道路の位置の指定基準第5条第1項第2号の適用を必要とするものにあつては、理由書を添付するものとする。

7 受理通知

(1) 市長は申請書の内容を審査した結果、支障ないと認めたときは、申請受理通知書（別紙様式1）を申請者（申請代理人のいる場合にあつては代理人。以下同じ。）に交付する。

支障のあるものについては、是正通知書（別紙様式2）を交付する。

(2) 申請者は、受理通知書の交付を受けたときは、道路となる土地の地目を公衆用道路に変更するものとする。

ただし、袋路状道路等地目変更が不可能なものにあつてはこの限りでない。

8 完了報告

申請者は、申請道路の築造が完了したときは、工事完了報告書（別紙様式3）により道路にする土地の地目を公衆用道路に変更したことを証する土地登記簿謄本を添えて市長へ提出するものとする。

9 指定

市長は、工事完了報告書を受理したときは現地検査を行い、道路が申請どおり築造されていると確認したときは、道路の位置の指定を行い、道路の位置の指定通知書を申請者に交付する。

道路の築造が申請どおり完了していないと認めたときは、工事完了検査結果書（別紙様式4）を申請者に交付する。

10 公告

市長は、道路の位置を指定した場合には、公告を行う。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

別紙様式3（日本工業規格A4縦型）

工事完了報告書

年 月 日

磐田市長 氏 名 様

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付で受理通知を受けた道路を下記のとおり築造したので報告します。

記

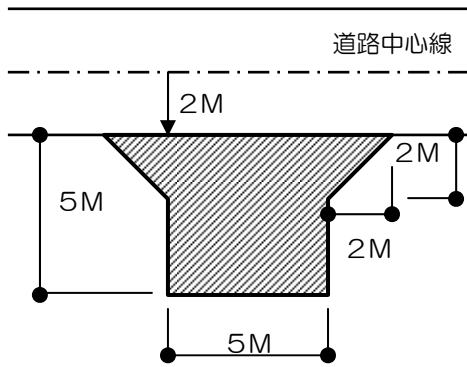
受 理 番 号	第 号
受 理 年 月 日	年 月 日
築 造 し た 場 所	
道 路 の 幅 員 、 延 長	
備 考	

転回広場の形状

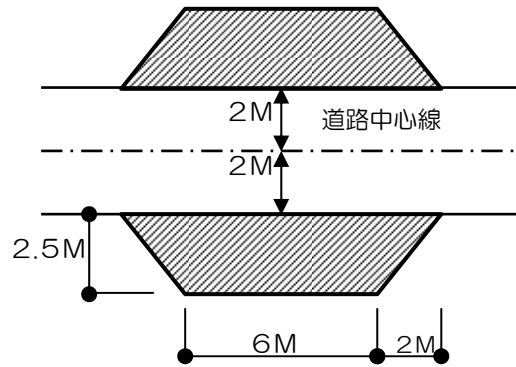
別図

(1) 中間に設けるもの

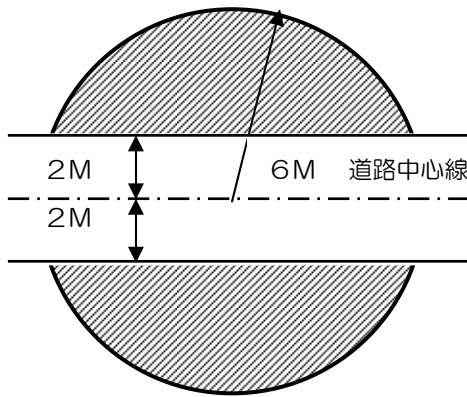
(イ)



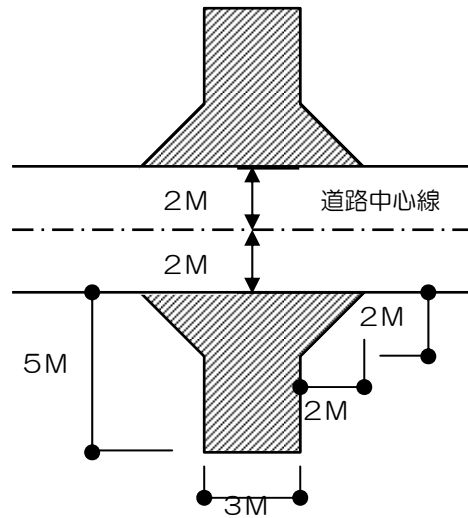
(ロ)



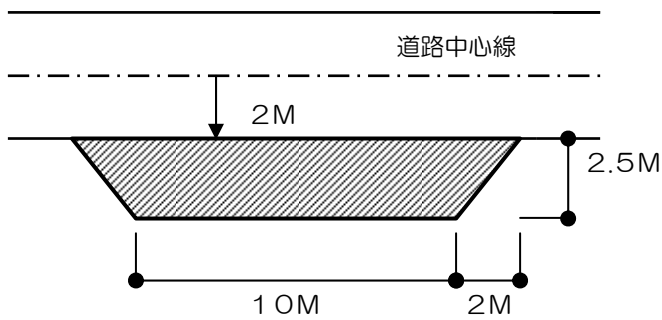
(ハ)



(ニ)

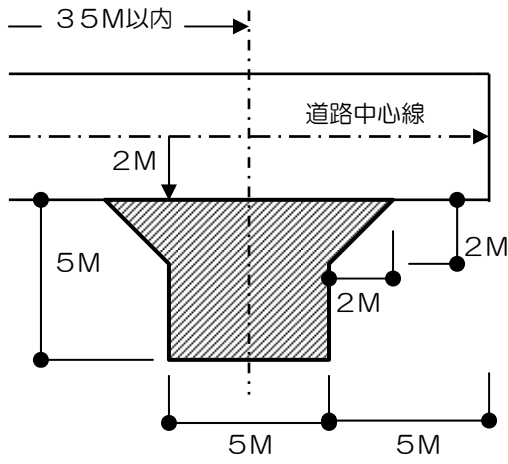


(ホ)

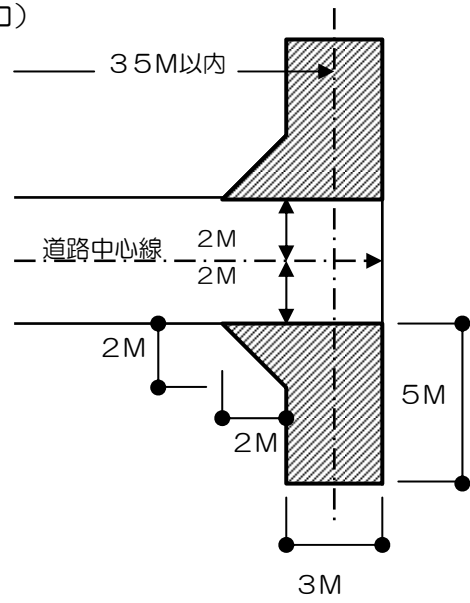


(2) 終端に設けるもの

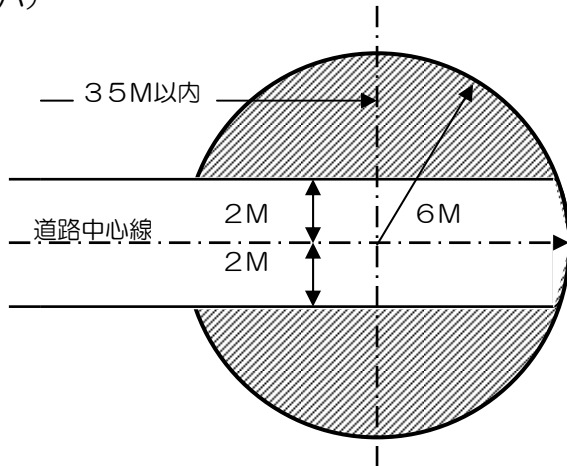
(イ)



(ロ)



(ハ)



寸法は有効幅とする。

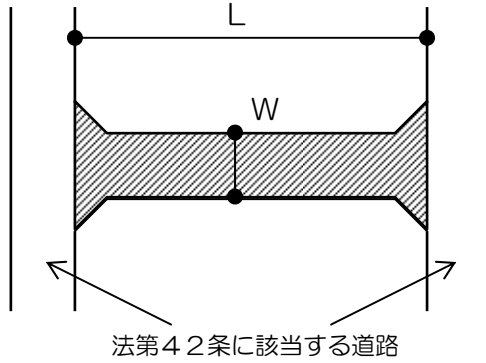
---> 道路延長

解 説 (図 解)

1 指定道路の構造基準

(1) 幅員、延長

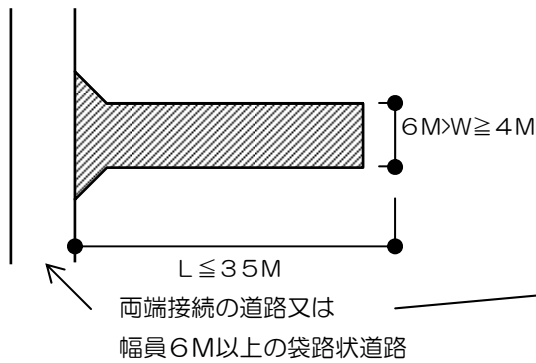
① 両端接続道路



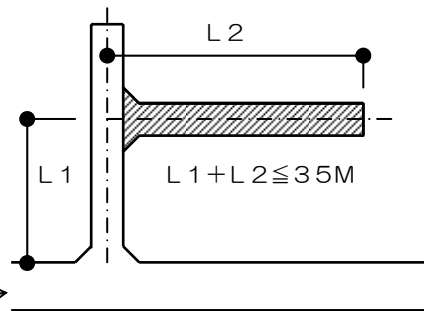
- 延長 (L) が100以下のとき
車道幅員 (W) は4M以上
- 延長 (L) が100以下を越えるとき
車道幅員 (W) は5M以上

② 袋路状道路 (終端を敷地境とする)

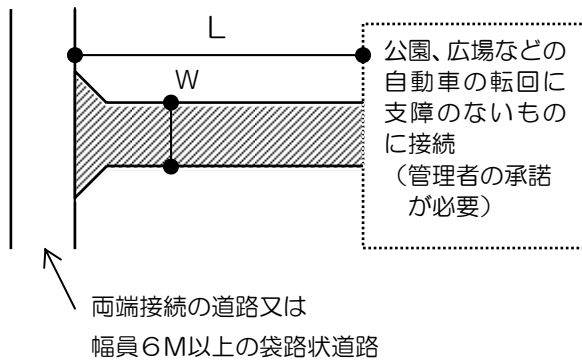
(イ)



接続道路が幅員6M未満の袋路状道路の場合

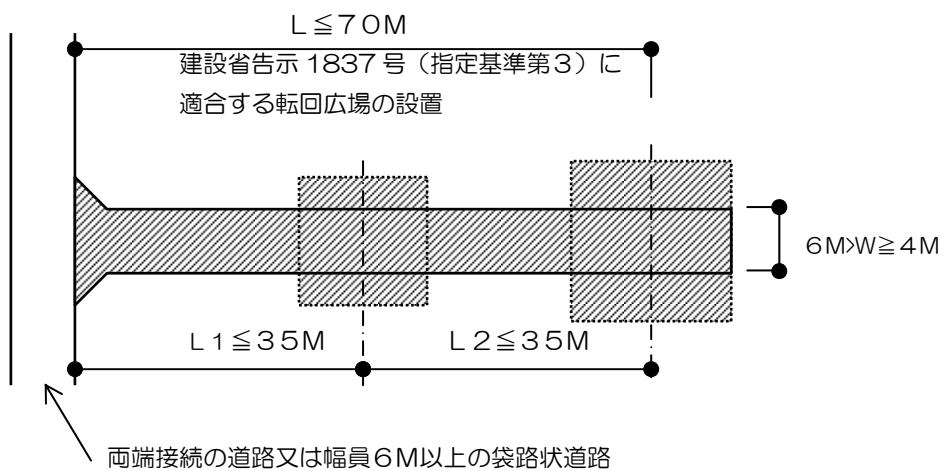


(ロ)

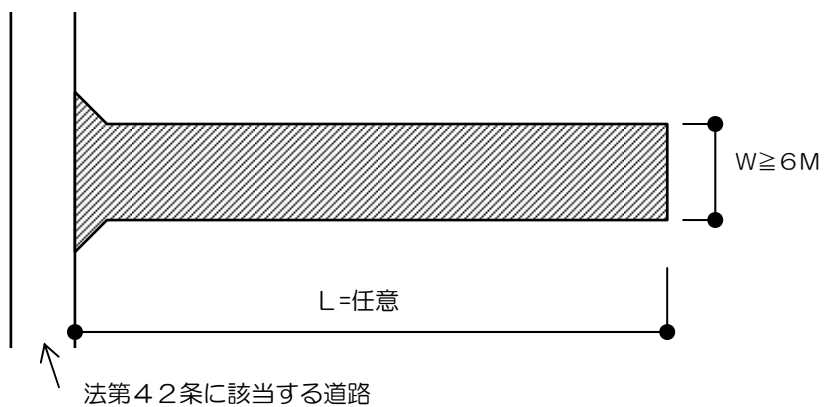


- $L \leq 100$ Mのとき
 $W \geq 4$ M
- $L > 100$ Mのとき
 $W \geq 5$ M

(ハ) 延長 (L) が 35M を超える場合



(二)

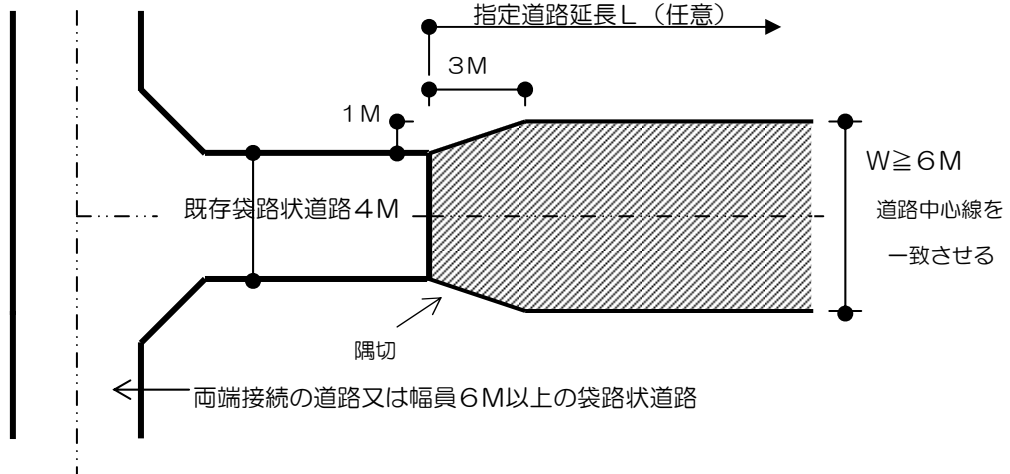


③ 既存袋路状道路（法第42条に該当する道路）の延長

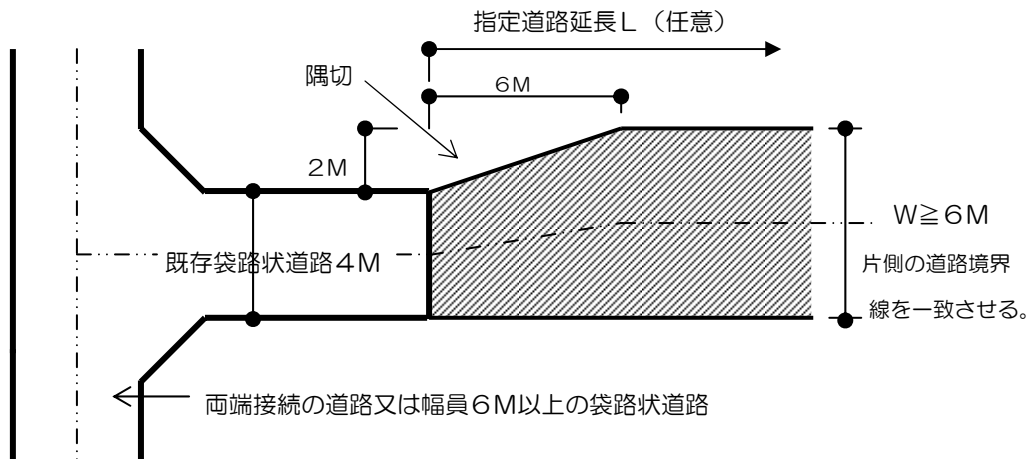
延長は原則6M以上の道路によるものとする。

既存袋路状道路が法第42条第2項の道路の場合は別途協議のこと。

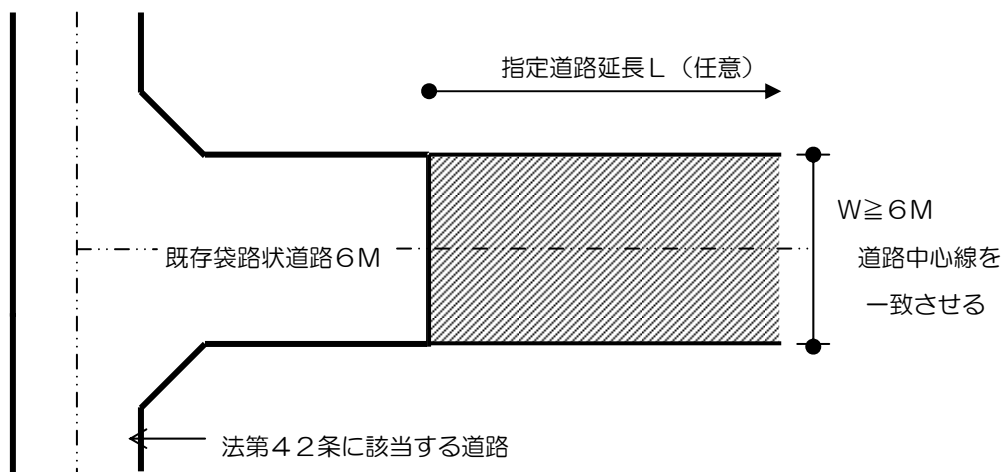
(イ)



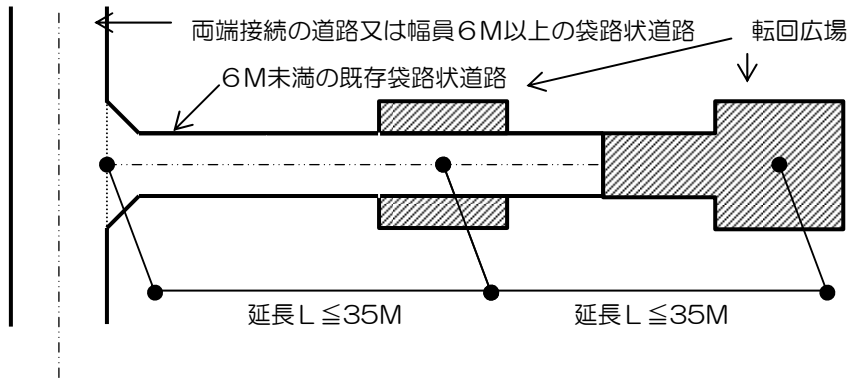
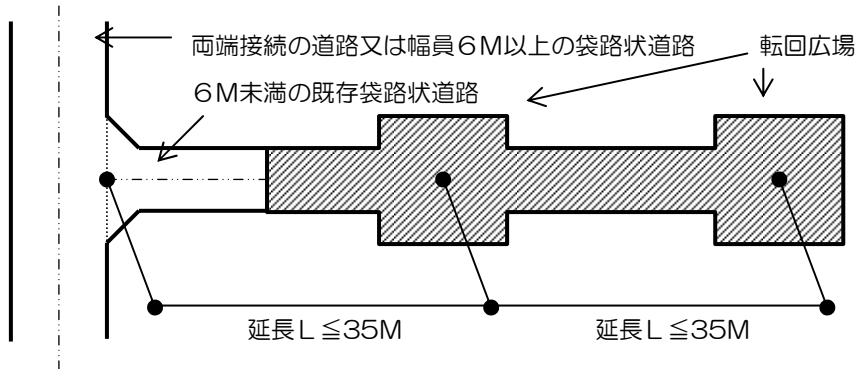
(ロ)



(ハ)

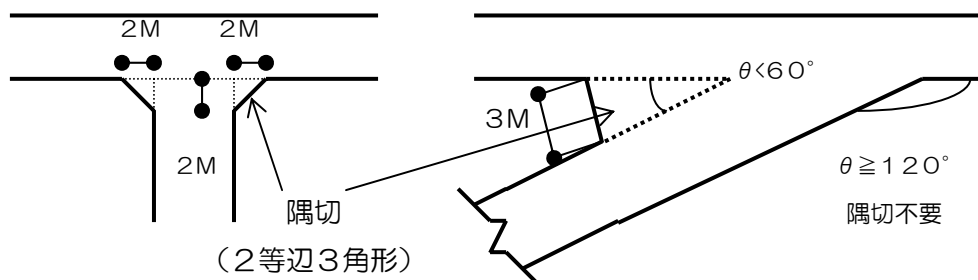


(二) 6M未満の既存袋路状道路をその幅員で延長する場合



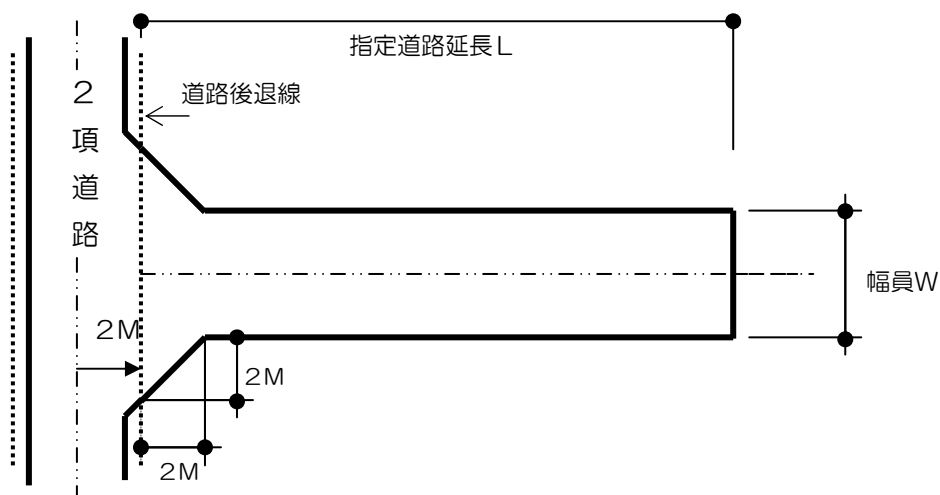
(2) 隅切

① 標準

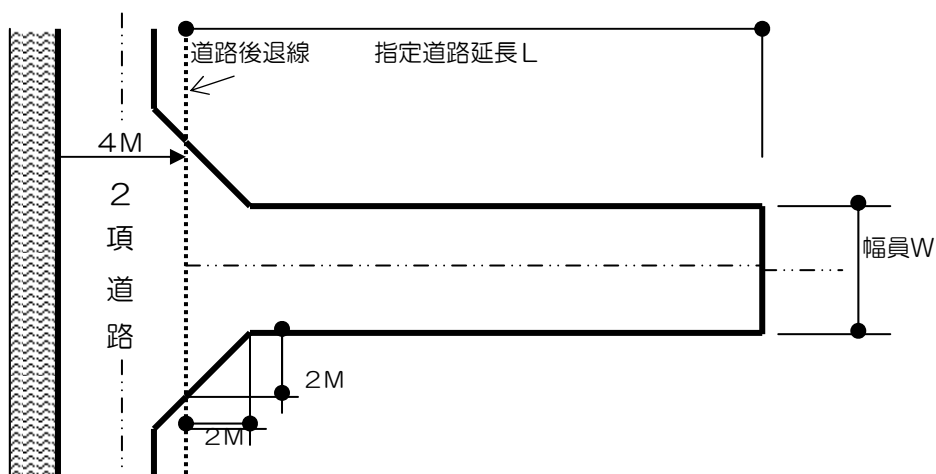


② 法第42条第2項の道路に接続する場合

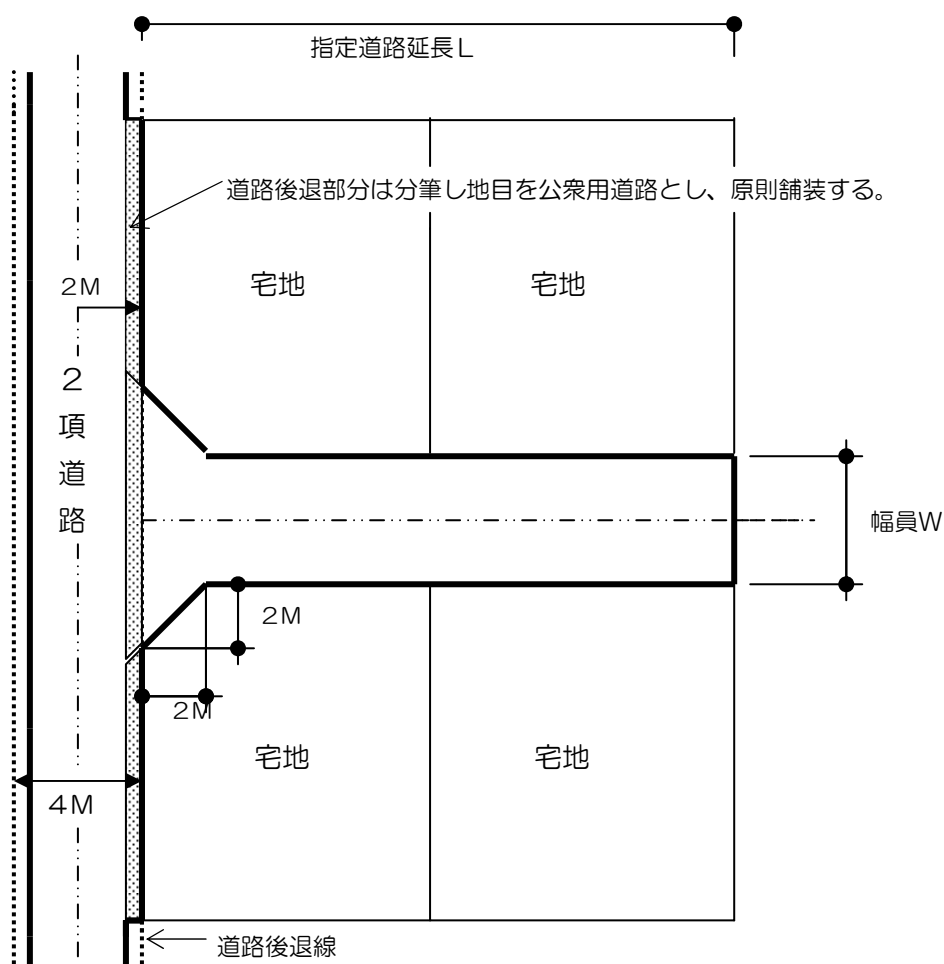
(イ) 一般的な場合



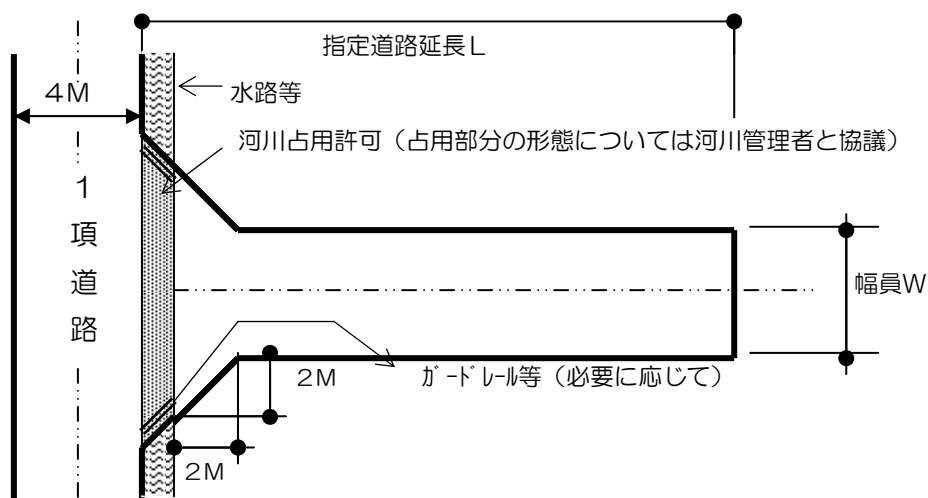
(ロ) 河川、がけ等に接する場合



(ハ) 開発区域との関係

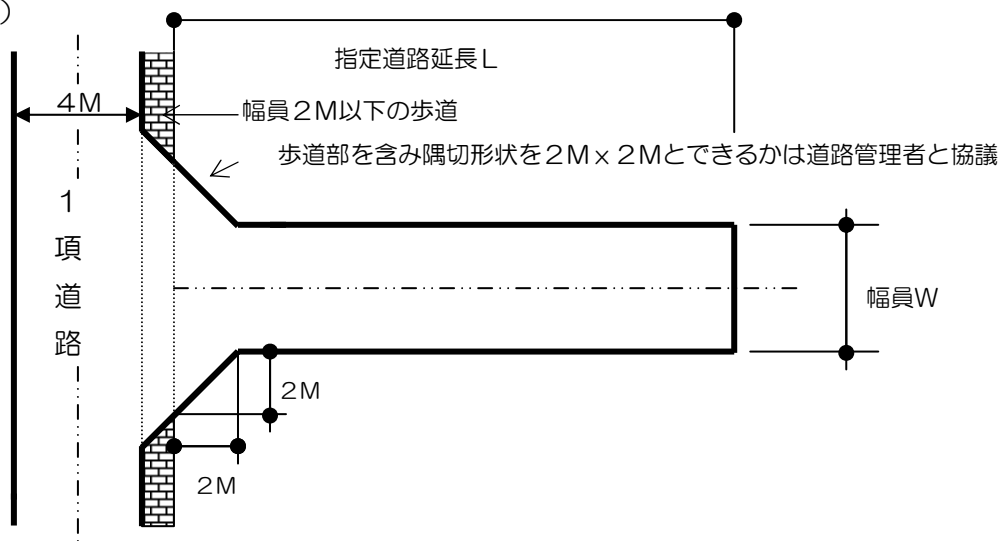


③ 水路を挟んで接続する場合

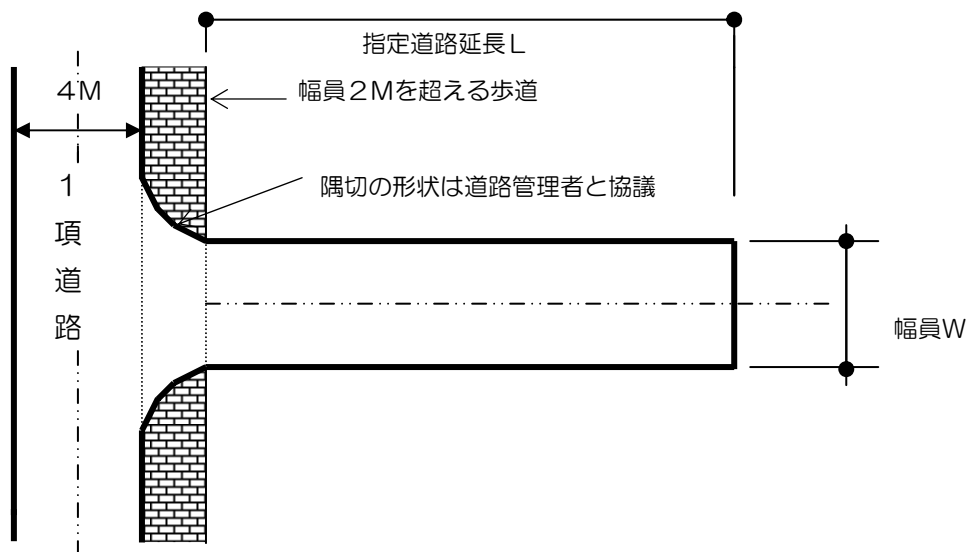


④ 歩道を挟んで接続する場合

(イ)

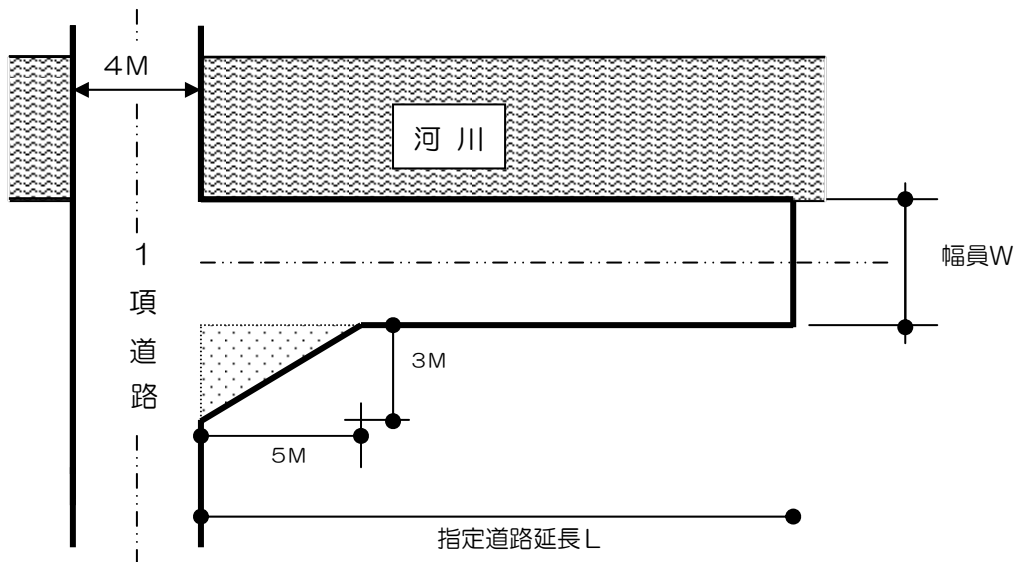


(ロ) 道路管理者と協議により、特定行政庁が周囲の判断によりやむを得ないと認め、隅切を設ける必要がない場合

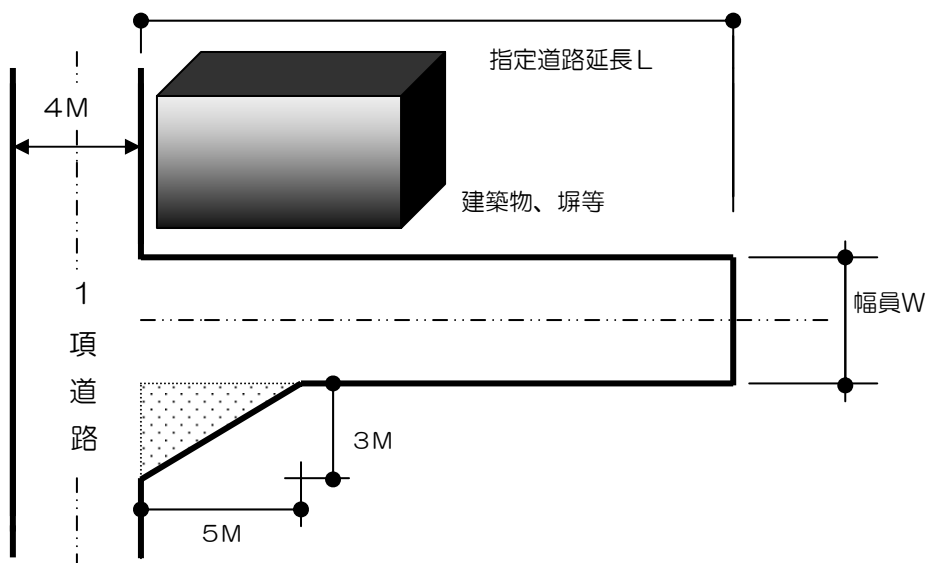


⑤ 片側隔切にできる場合

(イ)



(ロ)



(3) 表面の仕上げ

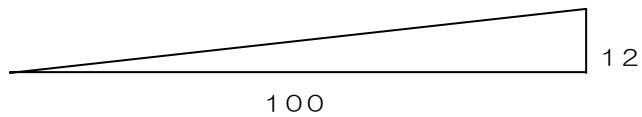
イ 舗装

□ 砂利敷等ぬかるみとならない構造

(小規模なもの。)

(4) 縦断勾配

① 12%以下かつ階段状でないこと。



② 指定道路は原則として9%以下とする。

③ 9%以上の部分の安全処置

イ すべり止め舗装

□ 横断側溝（グレーチング）の設置

ハ ガードレールの設置

④ 緩衝区間（縦断勾配 $2.5/100$ ）

イ 指定道路が他の道路へ接続する部分 10M

□ 指定道路が相互に交差する部分 6M

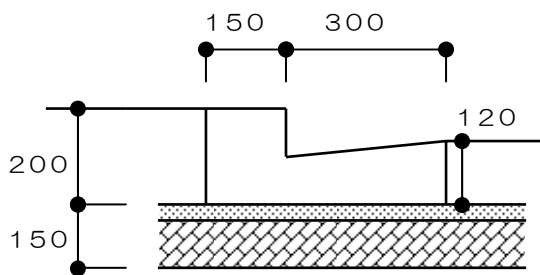
⑤ 曲線部 回転半径が15M未満のもの

縦断勾配2.5%以下

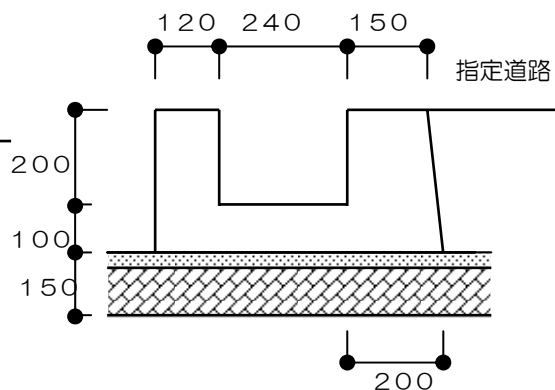
(5) 排水施設

指定道路及びこれに接する敷地の排水に必要な排水施設は次図の構造と同等以上のものとする。

L型側溝

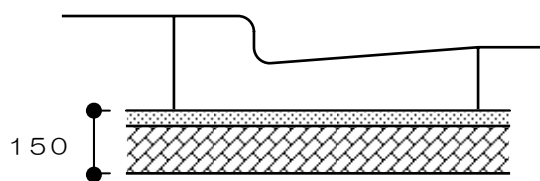


U型側溝



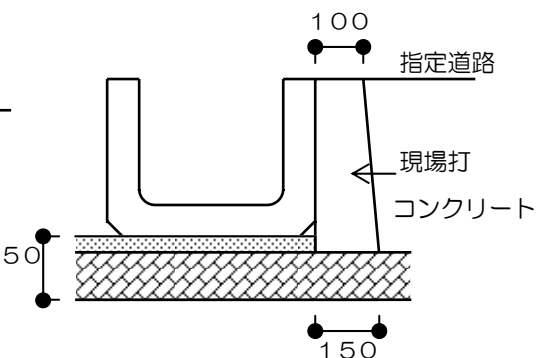
L型側溝 (コンクリート2次製品)

鉄筋コンクリートL型 250B、
300、350のみとする。



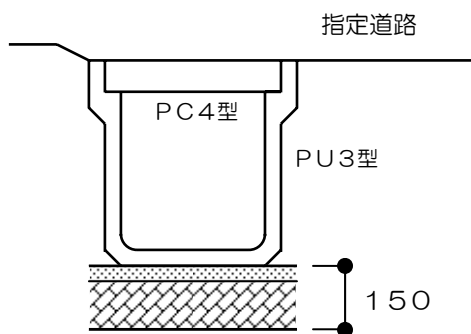
U型側溝 (コンクリート2次製品)

鉄筋コンクリートU型 (240以上)



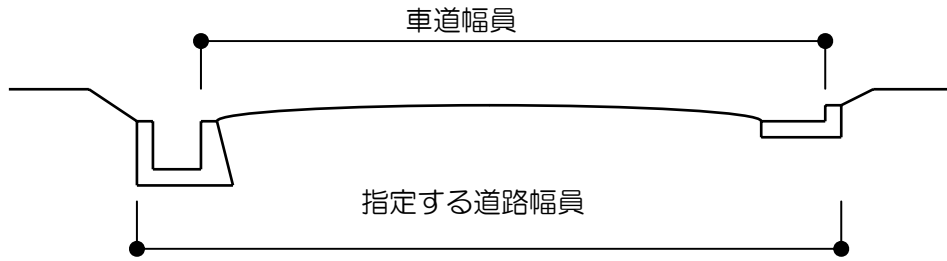
U型側溝 (コンクリート2次製品)

道路用プレキャスト鉄筋コンクリートU型側溝 (PU3型)
道路用プレキャスト鉄筋コンクリートU型側溝蓋 (PC4型)

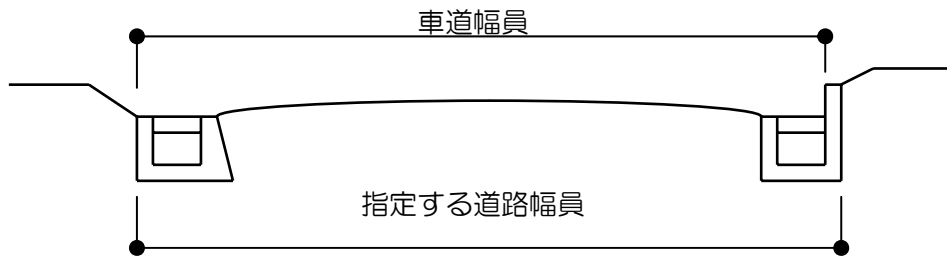


2 道路幅員のとり方

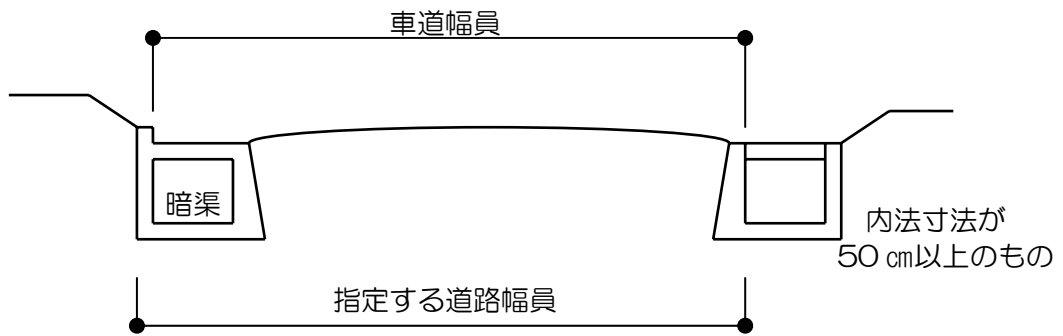
(1)



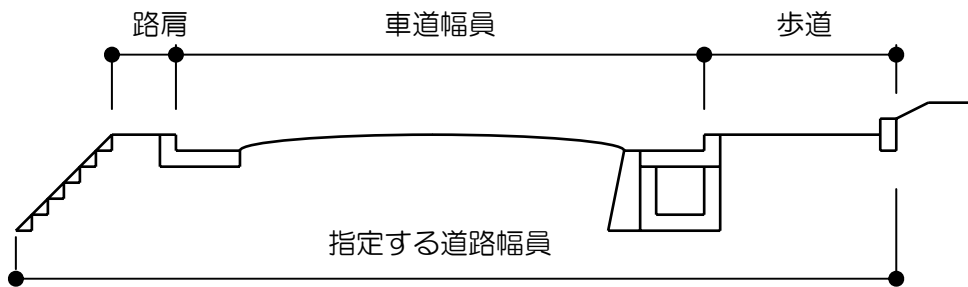
(2)



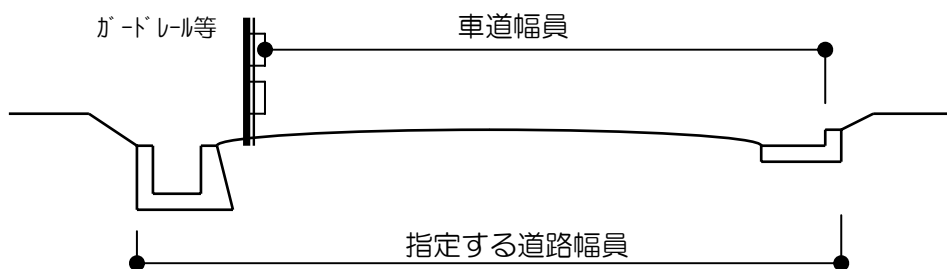
(3)



(4)



(5)



(注) 指定した道路幅員内は建築基準法第44条の建築制限を受ける。

3 流量計算 (参考)

流量計算及び排水施設の断面算定は下記の公式によるものとする。

イ 流量計算

$$Q = \frac{1}{360} C \cdot I \cdot A$$

Q : 雨水流出量 (m³/sec)

C : 流出係数 (0.9)

I : 降雨強度 (108mm/h (50年確率短時間))

A : 排水面積 (ha)

ロ 断面算定

クッターの公式

$$V = \frac{N \cdot R}{\sqrt{R+D}}$$

$$Q = A \cdot V$$

V : 流速 (m/sec)

n : 粗度係数=0.013

I : 勾配 (分数又は小数)

マンニングの公式

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

$$Q = A \cdot V$$

N : (23+1/n+0.00155/I) · √I

D : (23+0.00155/I) · n

R : 径深 = $\frac{A}{P}$

A : 流水の断面積 (m²)

P : 流水の周辺長 (m)